击击击士

8月号

もくじ

010	
豪雨災害で被害を受けた方への支援	3
くらしの窓	6
オリジナルクリアファイルの販売を開始しました 他	
健康•福祉	8
公立みつぎ総合病院緩和ケア病棟見学会 他	
4 14 -	10
現況届・所得状況の手続きを忘れずに 他	
~ · • /	13
びんご運動公園キッズスイミングスクール受講生募集 他	
	14
音楽のまちづくりNHK交響楽団メンバーによる室内楽コンサート 他	
114 114 > > > 1	17
踏切拡幅工事による通行止めのお知らせ 他	
相談	26

人の動き[7月31日現在]

※()内は前月比。



64,663世帯 人口 男性 66,661人 (+5)女性 71,440人 (-80)

計 138,101人 (-75)

市内の交通事故

[7月31日現在] 平成30年広島県 交通安全年間スローガン たないよ スマホじゃなくて 周り見て

件 数 150件(-38) 負傷者 177人 (-70) 死 者 5人 (+4) ※()内は前年比。

今月の納期限 8/31金

市県民税② 国民健康保険料② 介護保険料②

後期高齢者医療保険料②



7月5日からの大雨で、市 内でも土砂崩れなど多くの 被害が発生すると同時に、県 の送水施設冠水による断水 も続きました。被災した地域 や給水所には、たくさんのボ ランティアの皆さんが駆け つけてくれました。地域の人 たちと力を合わせて、住宅地

に流れ込んだ土砂を運び出しました。

尾道市役所 0848-38-9111 語 島 支 所 0848-73-2701 因島総合支所 0845-22-1311 浦崎支所 0848-73-2001 御調支所 0848-76-2111 消 防 局 0848-55-9120 向島支所 0848-44-0110 尾道市立市民病院 0848-47-1155 瀬戸田支所 0845-27-2211 公立かつ総合院 0848-76-1111

平成30年7月豪雨について

このたび、中・四国をはじめ西日本を中心とした記録的な 豪雨により、尾道市におきましても多くの被害が発生しまし た。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、 被害にあわれた地域の皆様に対しまして、心からお見舞い申 し上げます。

併せて、広島県本郷取水場ポンプ設備の冠水による水道水 及び工業用水の送水停止により、市内のほぼ全域で断水とな り、大変なご迷惑とご不便をおかけしました。復旧までの間、 自衛隊をはじめ、他の自治体、多くの関係機関、企業及び各種 団体の皆様のご支援、また、町内会や市民の皆様のご理解、ご 協力をいただきました。あらためまして、厚くお礼申し上げ

一日でも早く安心して生活できる日常を取り戻せるよう、 国・県と連携し、復旧・復興に全力で取り組んでおります。今 後も引き続き、災害に強く、希望に満ちたまちづくりを目指 し、市民の皆様と手を取り合って進んでまいります。

平成30年8月尾道市長平谷祐宏



豪雨災害で被害を受けた方への支援

平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。 今回の災害による被害に対して、尾道市では次の支援を行っています。

※被害の状況により受けられない制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

被災された人の証明手数料は無料です

被災された人が災害に関する各種手続きで必要となる 証明書は、手数料が無料になります。

※り災証明書(写し可)か、り災証明書申請書の写し (受付印のあるもの)の提示が必要。

間住民票関係:市民課(☎0848-38-9102) 税証明関係:収納課(☎0848-38-9172) 公図の閲覧関係:

資産税課(☎0848-38-9162)

住まい・暮らしに関すること

■住宅に流れ込んだ土砂等の除去

住宅が半壊・床上浸水し、土石・流木等で一時的に居 住できない状態にあり、自力では除去できない人の土砂 等の除去を行います。

※応急仮設住宅の提供と併せて給付はできません。

問社会福祉課(☎0848-38-9122)

■住宅の提供

住宅が全壊、半壊、一部損壊又は床上浸水等により、継 続して居住することが困難となった人の一時的な住居の 確保のため、公営住宅等(無償提供)、応急仮設住宅(民間 賃貸住宅を県が借り上げて提供、家賃等限度額あり)を 提供します。

※すでに民間の賃貸住宅を借りて住んでいるときは、条 件によって応急仮設住宅(借上げ)として、被災時に遡っ て支払い済みの家賃等を返金できる場合があります。 (貸主の同意が必要)

間建築課(☎0848-38-9247)

■住宅の応急修理

住宅が半壊(大規模半壊を含む。)し、自らの資力では 応急修理をすることができない世帯の被災した住宅の居 室など、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理 を行います。

※応急仮設住宅の提供と併せて給付はできません。

間建築課(☎0848-38-9247)

■消毒薬等の配布

床上・床下浸水の被害に対する消毒薬、便槽用の消毒 薬を配布しています。

※使用の際は注意をよく読み使用・管理してください。

配布窓口 環境政策課、各支所

間環境政策課(☎0848-38-9434)

■医療・介護サービスの支払い

住宅が全・半壊、床上浸水等の被害に遭った尾道市の 国民健康保険・介護保険、広島県の後期高齢者医療・協 会けんぽに加入している人は、医療機関・介護サービス事 業所等の窓口で申告すれば、保険適用の一部負担金の 支払が不要となります(10月末まで)。

間国保·後期高齢者医療:

保険年金課(☎0848-38-9107)

介護保険:高齢者福祉課(☎0848-38-9119)

■寝具・その他生活必需品の提供

住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害に 遭った人へ、生活必需品等を提供します。

間社会福祉課(☎0848-38-9122)

■災害ごみ・土砂の受け入れ

り災証明書(申請控えも可)を持っている人は、有料粗 大ごみの処理手数料が免除となります。土砂は、住宅の 敷地内に流れ込んだ土砂のみ受け入れています。

受け入れ場所 尾道市クリーンセンター・南部清掃事務 所・南部清掃事務所瀬戸田分所で受け付け後指定され た仮置き場所

間衛生施設センター(☎0848-48-2900)

南部清掃事務所(☎0845-24-0432)

南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

